

## ○議案第16号 守口市社会福祉法人地域協議会条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、社会福祉法の改正により、毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成が義務付けられ、地域公益事業を行う計画の作成に必要な当該事業区域の住民、その他関係者の意見を聴くための守口市社会福祉法人地域協議会を設置しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。